

〈第1 改正保育制度の施行実態〉

現在、「養護と教育を一体的に実現」する保育所保育に対し、「保育と教育を一体的に提供」という認定こども園が、新たに創設されました。内閣府：規制改革会議（平成18年12月25日・第3次答申、平成19年5月30日・『規制の集中改革プログラムに関する第1次答申』）は、この認定こども園の普及を促し、幼稚園との一元化をはかるべきだとしています。そこでは保育所利用者との直接契約と直接補助方式を導入し、乳幼児の社会的支援策たる保育対策を福祉＝公共部門から外すとします。そして保育分野に関する構造改革の仕上げとして、私的契約＝市場部門に移し、一般対策の児童育成施策（子育て支援サービスの拡充）に委ねる事を求めています。

児童福祉施設としての保育所を維持できるか否かの最終段階に入って、改めて次世代育成を最重要課題とする少子高齢社会に合致する政策なのか、問題とされるところです。

このような保育所のおかれている今日の状況を、どう把握されているかお伺いします。

1 認定こども園制度の進行

保育制度を重点目標とする規制改革によって、認定こども園制度は成立しました。貴園が所在する市町村における制度化の進行状況についてお尋ねします。

1-1 貴園が所在する市町村の保育所は、認定こども園の資格取得を志向する方向に進んでいますか。該当するものの番号一つに○をつけてください。

- | | |
|-----------------------|---|
| 1 認定こども園として出発した保育所がある | 2 取得手続きを取り始めている保育所がある |
| 3 取得の動きは見られない（→1-3へ） | 4 その他（ ） |

1-2 貴園が所在する市町村では、認定こども園としての類型要件を、どのように整備していますか。該当するものの番号一つに○をつけてください。

- | | |
|---|--|
| 1 保育所を認定こども園として機能整備する | |
| 2 保育所を統廃合して、認定こども園としてリニューアルする | |
| 3 幼稚園と保育所を合築し、連携型にする | |
| 4 その他（ ） | |

1-3 認定こども園という第3制度を創設した保育制度体系の今後を、どう見通しておられますか。該当するものの番号一つに○をつけてください。

- | |
|--|
| 1 財政主導から、保育所は認定こども園に全面的に転換することになるだろう |
| 2 保育と教育の折衷的な認定こども園は、幼年期の能力開発・早期教育といった教育競争に勝ち残る事は難しく、見直しを迫られるであろう |
| 3 保育としての完結があって初めて幼児教育が展開できることからすれば、保育所型認定こども園が主役になるのは間違いない |

- 4 養護と教育の整合性を有する育成基盤である保育所が、保護者から支持されていくであろう
5 その他（ ）

2 市町村合併による変動

第2次合併に入ったとされる平成の大合併が、貴園が所在する市町村に引きおこした変動について、お尋ねします。

2-1 貴園が所在する市町村では、どのように合併が進められましたか。該当するもの一つに○をつけてください。

- 1 対等合併であった 2 吸収合併であった 3 合併はなかった（→3へ）

2-2 貴園が所在する市町村では、公立保育所は統廃合されましたか。

- 1 行われた 2 行われなかった

2-3 合併により、経営環境が変わりましたか。それぞれ該当するものに○をつけてください。なお、③と④は民営保育所のみお答えください。

- ① 保育料 1 高くなった 2 低くなった 3 変わらない
② 入所基準 1 高くなった 2 低くなった 3 変わらない

〈※以下、③と④は民営保育所のみ回答〉

- ③ 補助金 1 増えた 2 減った 3 変わらない
④ 施設整備費 1 増えた 2 減った 3 変わらない

2-4 合併は保育水準に影響を与えましたか。該当するもの一つに○をつけてください。

- 1 事業の内容、保育内容、人材確保など水準が引き下げられた
2 事業の内容、保育内容、人材確保など水準が引き上げられた
3 合併前と変わらない
4 その他（ ）

3 地方自治体の保育行政

国からの委任とされてきた社会福祉を地方自治体本来の事務だとした地方分権改革が、貴園が所在する市町村にもたらした変化について、お尋ねします。

3-1 平成9年の児童福祉法改正による措置から利用契約への転換、平成16年以降の公立保育所運営費の一般財源化と保育の予算を巡る制度は様々に変化してきましたが、保育所の最低基準を維持する費用が、確保された予算として組まれていますか。該当するもの一つに○をつけてください。

- 1 措置費当時の水準が守られている
- 2 法定負担分が削られ、基準を割り込んでいる
- 3 その他 ()

3-2 貴園が所在する市町村の保育を主管する部局についてお尋ねします。福祉部局から保育事務は切り離され、他の部局への移管が行われましたか。該当するもの一つに○をつけてください。

- 1 福祉部局のままである
- 2 認定こども園制度により、教育委員会へ移管された
- 3 幼稚園との関連で、私学を扱う総務部系統に一本化された
- 4 その他 ()

4 保育所運営費の確保

公立保育所運営費は一般財源化され、民間は市町村委託運営費となっています。現在の民間保育所の運営費についてお尋ねします。

4-1 民間保育所運営費の一般財源化についてどう思いますか。該当するもの一つに○をつけてください。

- 1 賛成
- 2 反対
- 3 分からない

4-2 民間保育所の委託費が一般財源化された場合に、不安がありますか。該当するもの一つに○をつけてください。

- 1 ある (→4-2-1へ)
- 2 ない
- 3 分からない

4-2-1 不安がある場合は、どんなことですか。ご自由にお書きください。

5 直接契約・直接補助方式

国における規制改革会議等で保育所制度の転換を求めています。直接契約・直接補助制度導入、保育料の応益負担方式についてお尋ねします。

5-1 利用者との直接契約についてどう思いますか。該当するもの一つに○をつけてください。

- 1 賛成
- 2 反対
- 3 わからない
- 4 その他()

5-2 直接契約になった場合に、不安と思うことは何ですか。(複数回答可)

- 1 公的責任が希薄になる
- 2 保育単価の減額に繋がる
- 3 保育料の徴収不能が心配
- 4 その他 ()

5-3 直接補助制度の導入についてどう思いますか。該当するもの一つに○をつけてください。

- 1 賛成
- 2 反対
- 3 わからない
- 4 その他()

5-4 直接補助制度を導入した場合に、不安と思うことは何ですか。(複数回答可)

- 1 補助金のバラマキとなる
- 2 子育てに利用される保証がない
- 3 選択する保育サービスが地方では選択肢がない
- 4 その他 ()

6 補助事業と交付金

三位一体の改革(補助金の削減、地方交付税の見直し、税源移譲)が、貴園が所在する市町村の保育事業に及ぼした影響についてお尋ねします。

6-1 平成16年度の交付金化にともない、貴園が所在する市町村で国庫補助が廃止された事業すべてに○をつけてください。

- 1 延長保育
- 2 一時保育
- 3 乳児保育
- 4 地域子育て支援センター
- 5 保育所地域活動
- 6 障害児保育
- 7 家庭支援推進保育
- 8 休日保育
- 9 送迎保育ステーション
- 10 駅前保育サービス
- 11 家庭的保育
- 12 認可化移行
- 13 特定保育

6-2 平成17年度、児童福祉関連補助金が再編・整理され、次世代育成支援対策交付金化されたことについて、お尋ねします。まず交付金の前提となる、市町村行動計画(次世代育成支援対策推進法に基づく)の策定内容を知っていますか。該当するもの一つに○をつけてください。

- 1 策定内容を、よく知っている
- 2 策定内容は、よく知らない
- 3 計画が策定されたこと自体知らなかった
- 4 その他()

6-3 貴園が所在する市町村では以下の次世代育成支援対策交付金の対象事業を実施していますか。(複数回答可)

- 1 地域子育て支援拠点事業(つどいの広場事業)
- 2 育児支援家庭訪問事業(訪問による育児援助など)
- 3 延長保育促進事業

- 4 乳幼児健康支援一時預かり事業（病児保育など）
- 5 その他（具体的に _____）

〈第2 保育所の運営管理実態〉

第3制度として認定こども園を創設するなど、構造改革は保育所に強い緊張をもたらしています。ここでは、改めて保育所の独自性が問われる事態におかれている事、その背景と成因を明らかにしようとしています。

福祉理念と制度基盤に支えられてきた保育所は、構造改革による地殻変動から第3制度——認定こども園の噴出に見舞われています。保育所がその独自性に基づき主体的に対処することを求められていることについて、お尋ねします。

7 保育料の不払い、未納問題——モラルハザード＝道徳律の崩壊

学校給食費の不払い・未納問題に端を発し、にわかには保育料にも飛び火した形で、厳しい目が向けられるようになってきた事態について、お尋ねします。

7-1 貴園所在の市町村では、保育料の不払い・未納に関わる問題が起こっていますか。

- 1 はい
- 2 いいえ（→7-4へ）

7-2 貴園所在の市町村に発生している、不払い・未納問題について該当するものに○をつけてください。（複数回答可）

- 1 不払い・未納のまま卒園してしまうケースが、後を絶たない状態が起こっている
- 2 督促を無視し、居直って未納を続ける保護者が目立つようになってきている
- 3 経済的困窮で、滞納に追い込まれるケースが増えてきている
- 4 納入を逃れて転出し、期間をおいて再入所の申し込み手続きをとるケースも出てきている
- 5 義務教育と同様、保育料も無料であるべきだと仲間と組んで、納入を拒む例も出ている
- 6 その他（ _____ ）

7-3 不払い・未納に対し、貴園所在の市町村がとっている対策について該当するもの一つに○をつけてください。

- 1 自発的な納入を基本とし、強制的な徴収をとるまでには至っていない
- 2 徴収事務を保育所に肩代わりさせて督促し、段階的に対応する形をとっている
- 3 説得から、法的手段を用意しての強制徴収へ、切り換えてきている
- 4 揉め事を厄介視して放置し、結果的に「逃げ得」を許してきた経緯がある

- 5 学校給食費との関連で、議会質問によって公然化し、保護者間の不信、動揺を抑えることに追われている
- 6 その他 ()

7-4 ここでは、保育所長としての見解をお尋ねします。保育所長として、不払い・未納問題の原因、理由、あるいは影響についての見解として該当するもの一つに○をつけてください。

- 1 消費者優位の利便追求と選択的に利用する立場からは、養育義務や保護責任の観念が希薄になるのは、当然の結果である
- 2 保育所利用者が高所得者と低所得者に2極分解し、中間層が減少、規範勢力の弱体化によりアノミー＝没価値的混乱が発生し始めたからである
- 3 市民としての倫理欠如、義務と責任を放棄するモラルハザード＝道徳律の崩壊が蔓延し、深刻な事態に陥っている
- 4 児童育成を担う保育共同体の相互信頼に対する裏切りで、保育所を制度として維持する事を危うくするもので、強制手段を講じても義務を履行させるべきである
- 5 世の中に「厚顔」「恥知らず」がはびこっており、市民感情に影をおとし、アパシー＝無感動、無関心から、反発力の喪失状態がうまれ憂慮される
- 6 その他 ()

8 保育所の第三者評価

社会福祉基礎構造改革では第三者評価を導入することで、利用者の選択に資するとともに質の向上を図るとしています。この第三者評価の導入状況についてお尋ねします。

8-1 貴園では第三者評価を受審しましたか。該当するもの一つに○をつけてください。

- 1 すでに受審した
- 2 今年度中に受審を予定
- 3 来年度に受審を計画
- 4 中期的計画として考えている
- 5 今のところ計画はない

8-2 貴園のある市町村における第三者評価受審の進行状況はどうか。該当するもの一つに○をつけてください。

- 1 かなり受審している
- 2 一部受審している
- 3 あまり受審していない
- 4 まったく受審していない
- 5 わからない
- 6 その他 ()

8-3 貴園のある市町村における第三者評価の受審結果について、インターネット等による公表の進行状況はどうか。該当するもの一つに○をつけてください。

- 1 かなり行われている
- 2 一部行われている
- 3 あまり行われていない
- 4 まったく行われていない
- 5 わからない
- 6 その他 ()

8-4 第三者評価の受審についてどのようにお考えですか。該当するもの一つに○をつけてください。

- 1 保育サービスの質の向上につながる
- 2 どちらかといえば質の向上につながると思う
- 3 保育サービスの質の向上に期待はできない
- 4 わからない
- 5 その他 ()

8-5 第三者評価の結果の公表についてどのようにお考えですか。該当するもの一つに○をつけてください。

- 1 利用者の適切なサービス選択に資するための情報になる
- 2 どちらかといえばサービス選択の情報提供になると思う
- 3 サービス選択上における適切な情報提供にはならない
- 4 わからない
- 5 その他 ()

9 自己点検

保育の質を担保するためには、客観的な指標を使って自らの保育を常に自己点検することが求められます。貴園における、客観的な指標を使った自己評価の実施についてお尋ねします。

9-1 貴園では自己評価をどのような指標を用いて実施していますか。(複数回答可)

- 1 日保協等の保育団体や出版社等から発行されている「チェックリスト」を活用
- 2 保育所独自で作成したチェックリストを利用
- 3 地域の保育組織で作成したチェックリストを利用
- 4 その他(具体的に)
- 5 客観的な指標を使った自己評価は実施していない(→10へ)

9-2 自己評価の結果をどのように活かしていますか。(複数回答可)

- 1 保育士個人の課題や目標を把握するために役立てている
- 2 園全体で集計、分析し保育サービスの質向上に反映させている
- 3 自己評価は実施しているが、その結果が十分に活かされているとはいえない
- 4 今のところ結果を活かすことができていない
- 5 その他 ()

9-3 貴園では自己評価をどのくらいのペースで実施していますか。該当するもの一つに○をつけてください。

- 1 年に1回
- 2 年に2回以上
- 3 隔年ごとに

- 3 とくに決めていない 4 その他 ()

10 研修

保育士の資質向上と能力強化のために組織としての研修システムの確立が求められますが、貴園の取り組みについてお尋ねします。

10-1 経験年数や職種別等を組み込んだ体系的な研修プログラムを策定していますか。該当するものに○をつけてください。

- 1 体系的研修プログラムを策定している 2 十分ではないが一応策定している
 3 体系的ではないが研修計画を策定している 4 とくに策定していない
 5 その他 ()

10-2 貴園の研修体制についてお尋ねします。(複数回答可)

- 1 外部研修を主体に研修に参加
 2 園内研修を主体に研修を実施
 3 外部研修と園内研修はほぼ同じ割合で参加または実施
 4 園内研修では園内に講師等を招いて実施
 5 園内研修では園長や職員が講師となって実施(報告研修も含む)
 6 その他 ()

10-3 貴園における保育士一人あたりの研修への参加平均回数(年間)についてお尋ねします。

園内・園外研修を問わずお答えください。

- 1 3回未満 2 3回～5回未満 3 5回～10回未満
 4 10回以上 5 その他 ()

11 キャパシティ＝担荷能力

現代社会における保育所には、多くの機能が求められています。中でも、地域において福祉及び教育の機能を担う力の有無は、今後の保育所運営のあり方に大きな影響を持つと考えられます。以下のことについてお尋ねします。

11-1 保育所には本来業務の保育とともに、子育て支援、児童虐待、発達障害児など障害児への対応、次世代育成支援など、社会福祉施設としての特性の発揮が求められています。貴園では以下の取り組みをしていますか。該当するものすべてに○をつけてください。(実施予定の場合でも可)

- 1 関連機関(小学校、保健センター、児童相談所など)との連携
 2 発達障害等障害児に関する支援の強化(例:受け入れ増、研修や研究会など)

- 3 地域の次世代育成協議会等への参加・協力
- 4 個別相談、家族支援など
- 5 子育てサークル支援などへの支援
- 6 要保護児童対策地域協議会への参加・協力
- 7 主任児童委員活動、子ども110番など地域福祉活動への支援
- 8 その他 ()

11-2 認定こども園の創設や保育所保育指針の改定等、保育をめぐって幼稚園との関係が課題となっています。貴園では以下の取り組みをしていますか。該当するものすべてに○をつけてください。(実施予定の場合でも可)

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 幼児教育に関する機能充実 | 2 幼児教育に関する研修強化 |
| 3 幼稚園との差別化の工夫 | 4 幼稚園との連携 |
| 5 その他 () | |

12 保育制度または保育所運営についてご意見があれば、お書きください。(自由記述)

_____ ご協力ありがとうございました